

# 人材派遣サービス等に関する 報告義務（メキシコシティ）

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、メキシコシティ（Ciudad de México）に所在する企業が2021年度より新たに遵守することを求められる人材派遣サービス等に関する報告義務についてご紹介させていただきます。

2020年12月21日、メキシコシティはその地方税に関する2021年度の税制改正項目を官報公布し、当該税制改正項目の中で人材派遣サービス等に関する報告義務という項目が新たに定められました。当該報告義務に関して、2021年1月19日に当面の取扱いが公表され、また、2021年1月27日より当該報告に使用するシステムの稼働が開始されましたので本ニュースレターにおいて当該報告義務の概要について説明させていただきます。

なお、スペイン語版はKPMGメキシコのニュースレター原文より、必要に応じてご参照ください。

スペイン語版（原文）：

[Flash: Aplicación para la presentación del aviso por contratación o subcontratación de servicios](#)

[Flash: CDMX | Aviso por contratación o subcontratación de servicios](#)

## 目次

1. 人材派遣サービス等に関する報告義務（メキシコシティ）の概要

# 1. 人材派遣サービス等に関する報告義務（メキシコシティ）の概要

2020年12月21日、メキシコシティの地方税について、2021年度の税制改正内容が官報において公示されました。そして、2021年の税制改正項目の1つとして、人材派遣サービス等に関する報告義務という新たなコンプライアンスが追加されました。当該報告義務は、人材派遣サービス契約（例えば、清掃サービスや警備サービスなど）等のサービス契約を締結する法人または個人は、契約時または契約の変更時において当該人材派遣サービス等に関する情報をメキシコシティ州行政財務局（La Secretaria de Administracion y Finanzas “SAF”）に対して報告しなければならないという内容となっております。

報告を行うにあたっての留意事項は、以下のとおりとなります。

## ■ 報告内容

該当する企業は、以下の項目を報告することが求められます。

- ✓ 報告企業に関する以下の情報
  - 報告企業に関する一般情報（会社名、納税者登録番号（RFC）、住所等）
  - 法定代理人に関する一般情報（氏名、RFC等）
- ✓ サービス提供企業に関する以下の情報
  - サービス提供企業の一般情報（会社名、RFC、住所等）
  - サービス提供者に関する情報（人数や勤務地等）
- ✓ 契約の内容（契約書自体も提出する必要があるが3MB以内と制限あり）

## ■ 通知方法

SAFにおける当該報告用システム（Aplicación dentro del Sistema de Administración de Contribuciones “SAC”）が1月27日より稼働することとなり、当該ポータルサイトにおいて上述の情報をアップロードすることで報告することとなります。なお、以下のリンク先からSACにアクセスすることができます。

<https://innovacion.finanzas.cdmx.gob.mx/siscon/>

なお、1月19日に公表されたSACが稼働するまでの当面の取り扱いとして、以下のメールアドレス宛（[sac\\_nomina@finanzas.cdmx.gob.mx](mailto:sac_nomina@finanzas.cdmx.gob.mx)）に上述の情報を送付することを要求しておりましたが、上記SACの稼働によりすでにメールベースで通知を行った企業は上記ポータルサイトより再提出することが要求されている点に留意が必要となります。

## ■ 報告期限

- ✓ 2021年1月1日時点で有効な契約  
2021年1月1日時点で有効な契約については、2021年1月31日までに上記の方法にて報告する必要があります。
- ✓ 2021年度以降に新たに発生する契約もしくは変更する契約  
2021年度以降新たに発生、効力を持つ契約については、契約締結時、もしくは、契約の変更時から10日以内に報告する必要があります。

## ■ 罰則規定

報告義務を怠った場合、または、期限までに報告を行わなかった場合、3,713MXN～9,413MXNの罰金が課せられます。

残念ながら、現時点において、税法上報告義務のある人材派遣サービス等に関する明確な定義は示されておられません。一方で上述の報告内容を鑑みると、本報告義務が昨年度国会に提出された人材派遣サービスに関する連邦労働法の改正案を背景とし、それに先んじた形で企業への報告義務を課す意図があると考えられます。したがって、報告対象となる人材派遣サービス等を判断するにあたっては、連邦労働法の改正案の内容を踏まえて検討することが重要と考えられます。

連邦労働法の改正については現状確定したのではなく今後審議が行われるという状況の中で検討を進めることは非常に困難と考えられますが、上述のとおりメキシコシティに所在する企業で該当する契約がある場合、1月末日までに報告が要求されておりますので、罰則は大きなものではないものの、対応の要否について確認することが望まれます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。